

平成30年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第2回）における議事概要

- 1 開催日時 平成30年11月16日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
 - （地裁委員） 五十嵐章裕，岩堀政則（家裁委員兼務），大迫敏輝，奥村三千代（家裁委員兼務），杉田千香子，永井裕之（家裁委員兼務），西山昌彦（家裁委員兼務），早川幸延（家裁委員兼務），日高和子，二見教隆
 - （家裁委員） 新宮智之，松田公利
 - （列席者） 地家裁事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官，首席家庭裁判所調査官，家裁首席書記官，次席家庭裁判所調査官
 - （庶務担当者） 地裁総務課長，家裁総務課長

4 議事（□：委員長，△：学識経験者，◎法曹委員，◇：裁判所）

- ・裁判所の担当者において「裁判所職員の採用広報」に関する説明を行った。
- ・意見交換

△高校生を対象に採用広報を行うという話があったが，高校生の就職に関しては，本人の意向よりも保護者の意向の方が強い傾向が見られることから，勤務条件や給与面を明示して，学生だけでなく，保護者にも知ってもらうことが大切だと考える。

◇給与や勤務条件については，採用パンフレットに記載しており，説明会等の機会を利用して説明している。また，最近では職員が利用できる制度の内容やその利用実績について質問されることも多いことから，制度説明のみで終わらず利用実績についても説明を行っている。

△最近の学生の傾向を見ると，高校生のみならず大学生に関しても，就職先を決める際には，保護者と相談して決めるという学生の割合が多いように感じる。しかし，当社において保護者を対象とした職業説明会までは行えていないのが現状である。また，学生向けにインターンシップを行っているが，個人情報保護の観点から実際の現場に入ってもらうことが難しいため模擬的な業務を経験してもらうにとどまり，どうすればより実際の業務に近い内容になるかを考えるのにもいつも苦慮している。

△採用試験等の細かい部分に関する議論も大切だと思うが，やはり今の若い人は司法を身近に感じていないために，裁判所の仕事に対するイメージがつかみにくいのではないかと思う。例えば模擬裁判等を行う際に，裁判官の仕事だけではなく，事務官や書記官の仕事も体験できるような広報活動を行うなど，社会における司法の位置付けをイメージさせることによって自然と就職先の選択肢の一つになっていくのではないかと考える。

△裁判所は，全体的に裁判官や職員のメディアへの露出が極端に少なく，元々の堅いイメージも相まって一般の方が裁判所の仕事を具体的にイメージすることが難しいと思われる。先ほど見た裁判所の広報動画からも仕事の内容を具体的にイメージすることは難しいように感じた。最近では面倒な仕事や辛い仕事を避ける受験生も少なくないことから，裁判所の仕事の内容や意義，やりがいを伝えて，裁判所が社会に必要な仕事だということを示すことによりイメージアップを図ることが必要であるし，それを抜きにし

て、法学部以外の学生が裁判所の仕事を具体的にイメージすることはできないのではないか。

△最近の受験生は、就職後のライフプランを明確にイメージできる就職先を望む傾向にあることから、市の採用広報の動画は仕事に特化したものではなく、職員の休日の過ごし方や観光PR等も取り入れている。また、総合能力試験を取り入れ、多方面から受験しやすいような試験制度となっている。

◎法学部の学生であっても、司法試験を受験していない学生が地元で就職と考えると、県庁や市役所は考えても、裁判所は情報が無いこともあって選択肢に入っていない。九州の大学で法学部がある九州大学や熊本大学等に在籍している宮崎県出身者の学生に対して裁判所の仕事をアピールすることも考えるべきではないか。

◇現在はそういった県外の大学の宮崎県出身者に対する広報活動等は行っていないが、九州で法学部がある九州大学や熊本大学、鹿児島大学の学生に対して、大学が所在する地域の裁判所と連携して広報活動ができないかを現在検討している。

△当社では、受験生に対して、採用が県外の可能性もあるし、県外に転勤する可能性もあるが最終的には地元に戻って力を発揮してもらう旨を明確に伝えていることから、それが地元に残りたい学生の一つの救いになっているように思われる。裁判所においても、最終的に地元に戻ってこられるということが明確に分かれば県外転勤等があっても就職先の選択肢に入ってくる可能性はあると思われる。

◇職員の採用に関しては、宮崎県内で採用されると、基本的には、当分の間、宮崎県内が異動の範囲となり、管理職に昇進すると九州全体が異動の範囲となる。その後は、裁判所の実情や本人の希望を勘案しながら、宮崎に戻ってくる職員もいれば、県外と宮崎との異動を繰り返してキャリアアップを図る職員もいるが、最終的に地元に戻ってこられるかどうかについて確約はできないというのが実情である。

△昨今、働き方改革が強く叫ばれている中で、来年の法改正もあって、さらに公私のメリハリというものが重要視されていくことが予想される。その中で受験生を増やすためには、ライフプランを持ち出すだけでは足りず、働きがいややりがいという部分を打ち出すなど付加価値を意識した広報を行っていく必要があると考える。

□就職を考える前の年代に対して、裁判所書記官や家裁調査官の具体的な仕事内容を伝えていく必要があると考えると、具体的にどの年代に、こういったことを伝えるかについて御意見を伺いたい。

△一般の方が裁判所の職員と接する機会が少ないのであれば、逆にそれを利用して、学生が実際に裁判所職員と接した際に、学生が憧れを持つような職員が様々な場所で広報活動を行うことにより裁判所職員を魅力的にアピールできるのではないかと考える。

△当社では、高校等で開催される職業説明の授業等にその高校のOBの職員が赴いている。裁判所においても、そういった機会を利用して具体的な仕事内容等をアピールする方法もあると考える。

◇裁判所においても一昨年と昨年、高校の職業説明の授業において説明を行った。将来、裁判所書記官になりたいと言ってくれた生徒もおり、裁判所の仕事内容を知った上で法学部に進学することでモチベーションの高さにも違いが出てくるように感じた。

◇今までは高校等からお声かけをいただいて出向くことはあったが、数自体は少なかった。

た。これからはもっと裁判所の具体的な仕事内容や職員制度を伝える機会を設ける必要があると考えており、現在各高校にアプローチを始めたところである。

◎大学や公務員専門学校等へ広報活動に行った際には必ずアンケートを行い、職員制度等について理解できたかを聞くようにしている。そういったアンケートを用いた検証等を行うのもいいのではないか。

◇裁判所においても、アンケートは行っているが裁判所職員に対する理解度は低く、広報活動等によって裁判所職員の存在を初めて知ったという意見が多いのが現状である。

◎検察庁においても県外異動はあるが、宮崎に残りたいという職員が非常に多い印象である。以前、検察庁でもライフプランをどう立てるかが問題になったことがあり、ある程度のライフプランを示せるような形を採っている。

□民間企業等の場合は、各高校から直接OB等に声がかかって説明会等に行っているのか、会社から指示があって行っているのかについてお伺いしたい。

△私たちが高校等から声がかかれば積極的に行くようにしているが、その際には、記者の仕事だけではなく営業や総務等の仕事もあることをきちんと伝え、新聞を発行するという大きな使命の中でそれぞれが役割を果たしていることを伝えるようにしている。裁判所のイメージアップという点においては、1つ1つの仕事を説明するのも大切だが、司法が担う仕事の重要性をPRしていくことも大切ではないかと考える。

△新聞記者を志望する受験生は従前に比べれば減っていることから、一緒に新聞を作る活動や時事問題を解説するような活動等様々な機会を捉えて新聞記者の仕事継続して伝えることによって新聞業界に興味を持つ学生が増えるように長期的な戦略で活動をしている。

△裁判所の採用広報の動画で、先ほど拝見した動画とは別の長いバージョンの動画を事前に見たが、事務官や書記官、家裁調査官の方が経歴等を話す場面があり、とても分かりやすく、また女性が出てくる割合も多かったので、全体的に優しいイメージを持った。調停委員を務める中で、当事者等からは裁判所職員に対して大変な職業であるという声を少なからず聞くことがあり、裁判所職員が何をしているのか理解されていないと感じることも多いので、高校や大学に採用広報に行く際には私が見た動画を見せることで、イメージアップにつながるし、裁判所職員について理解してもらうのに有効な手段の一つではないかと思う。

□最後に、採用試験に関する広報について、こういった広報が有効だと考えられるかについて御意見を伺いたい。

△当社では、新規採用の職員に対して、同じゼミの後輩や部活の後輩、アルバイトが一緒だった後輩等に当社を受験するよう声かけをお願いしている事例があるので、裁判所でも新規採用者等に声かけを依頼してみる方法も即効性という面からは有効な手段の一つではないかと考える。

◎先日、当事務所にある中学校の生徒が1名職業体験に来たが、なかなか実際の事件処理を体験させることが難しいため、大変苦労した。また、その生徒は本来は裁判所を希望していたところ、応募が多くて外れてしまった経緯があったようである。裁判所であれば模擬的な体験学習が可能であるし、より充実した職業体験ができると思うので、色々な事情があると思うが、職業体験学習は、より多く受け入れることも採用広報の一

環としては考えられるのではないかと考える。

5 次回予定

- ・委員長：次回のテーマについて、特に意見等がなければ「裁判所の広報について（採用広報を除く。）」を議題とすることはいかがか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会：2019年5月17日（金）午後1時30分